

# 合併協議会開催

平成14年12月27日(金) 午後9時30分  
丹原町文化会館小ホール

## 報告された事項

□報告第十三号 新市名候補選  
定小委員会報告  
平成14年11月29日(金)に開

催された第2回小委員会につ  
いて報告がありました。

□報告第十四号 新市の事務所  
の位置検討小委員会報告  
平成14年11月22日(金)に開

催された第1回小委員会と12  
月14日(土)に開催された第2  
回小委員会について報告があ  
りました。

□報告第十五号 新市建設計画  
策定小委員会報告  
平成14年11月28日(木)に開

催された第4回小委員会(タ  
ウンウォッチング)について  
報告がありました。

## 協議された事項

□協議第8号 条例・規則等の  
取扱いについて

条例・規則等の取扱いにつ  
いては、合併協議会で協議、  
確認された各種事務事業等の  
調整内容に基づき、次の区分  
により、調整することが提案  
されました。

例規集に搭載されている条例等

区 分	西条市	東予市	丹原町	小松町
条 例	222件	154件	141件	135件
規 則	176件	168件	123件	107件
規程・要綱等	157件	170件	94件	90件
計	555件	492件	358件	332件

(平成14年10月1日現在)

東予市議会の議会構成の変更に伴い、  
小委員会委員が変わりました

小委員会名	変 更 後	変 更 前
新市名候補選 定小委員会	荃 田 元 近	越 智 宏 司
新市の事務所 の位置検討小委員	越 智 宏 司	荃 田 元 近
新市建設計画 策定小委員会	荃 田 元 近	越 智 宏 司

□協議第9号 慣行の取り扱い  
について

- 一 合併と同時に市長職務執  
行者の専決処分により、即  
時制定し、施行させる必要  
があるもの。  
二 合併後、逐次制定し、施  
行させることとするもの。  
三 従来旧市町で施行されて  
いた条例等を、引き続き暫  
定的に施行させる必要のあ  
るもの。  
四 失効するもの

五 都市宣言等については、  
合併後調整する

- 慣行の取扱いについては、  
次のとおり提案されました。  
一 市章については、合併後  
新たに定める。  
二 市民憲章については、合  
併後新たに定める。  
三 市の木、花については、  
合併後新たに定める。市の  
鳥、色については、合併後  
必要に応じて定める。  
四 市の歌については、合併  
後必要に応じて定める。従  
前の音頭等については、地  
域の愛唱歌として伝承して  
いく。

項目	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町
市 章				
町 章	西条の「西」の文字を組 み合わせて図案化したも ので、市の発展と和を輪 型で象徴している。  (昭和26年9月30日制定)	「東予」をかたかなの「ト ーヨ」で円形に図案化し たものである。2つの円形 で市の融和と団結を表わし、 併せて限りなき発展を端 的に象徴したものである。  (昭和47年9月22日制定)	丹原の「た」を、特産の「あ たご柿」と重ねて図案化 したもので、円は「町民 の和」を、鋭角は「町の 飛躍発展」を象徴している。  (昭和49年4月1日制定)	全体の形を小松町の小の 一字としている。小松、 石根、石鎚の三町村の合 併を三角と弧によって、 がっちりとして三者が支え合 って安定感を表している。 中央の三角は、小松町有 の山林を表すとともに、 国定公園四国最高峰の石 鎚山を象徴させている。 全体的に円形は円満な合 併町民性を三角の頂点は 町の発展を表す。  (昭和33年6月14日制定)